

おわりに

昨年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)に基づき、本年3月にP R T Rの対象化学物質、対象事業者等を定める政令が公布され、また事業者が対象化学物質の管理を行うに当たって留意すべき化学物質管理指針も告示された。環境庁では、通商産業省や関係省庁と連携しつつ、排出量・移動量の算出方法や届出方法を来年1月までを目途に定めることとしている。また、MSDSの交付は来年1月から義務づけられる予定である。これらの準備を踏まえ、最初のP R T Rは、各事業者が平成13年4月からの1年間の排出量・移動量を把握して平成14年4月以降に届け出いただくスケジュールを予定している。その後、届け出られた排出量・移動量を国において集計し、それ以外の排出源(いわゆる非点源)からの排出量の推計結果と併せて、平成14年度後半に公表したいと考えている。

環境庁では、これまでのパイロット事業の成果をP R T R制度の構築及び施行準備に活用してきており、今後も排出量算出マニュアルの充実、事業者や地方公共団体の準備等に役立てていきたいと考えている。このため、法律に基づくP R T Rの実施までに引き続きパイロット事業を実施したいと考えており、本事業の実施や説明会の開催等により、P R T Rについての普及・啓発を進め、P R T R法の円滑な施行に向けて最大限努力していきたい。

最後に、本パイロット事業の実施及びとりまとめにご協力・ご助言頂いた、対象地域の事業者、関係各団体、地方公共団体及び地域推進委員会の方々に対し、厚くお礼申し上げます。

本報告書、パイロット事業の内容及びP R T R法に関するご質問は下記へ

環境庁環境保健部環境安全課 P R T R担当

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel : 03-3581-3351 (内線 6354, 6358) 03-5521-8260

Fax : 03-3580-3596

e-mail : ehs@eanet.go.jp

環境庁P R T Rホームページ : <http://www.eic.or.jp/eanet/prtr/risk0.html>